

# 大分県報

令和三年  
第二二四号  
七月十三日

（火曜日）

## 告示

- 大規模小売店舗に係る公示……………一  
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（二件）……………二  
土地改良区の定款変更認可……………四  
指定予定保安林……………四  
区画漁業の免許に係る条件変更……………五  
道路の供用開始……………五

## 労働委員会告示

- 大分県労働委員会あっせん員候補者に関する告示の一部改正……………五

## 公告

- 競争入札参加者の資格に関する公示……………五  
総合評価一般競争入札の実施……………六  
家畜商講習会の開催……………九  
土地改良区の役員の就退任（二件）……………九  
土地改良区の役員の退任……………一〇  
県営土地改良事業の工事の完了……………一〇  
所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示……………一〇  
開発行為の完了（二件）……………一〇  
雑報……………一一  
大分県市町村職員共済組合の決算の要旨……………一一

## ○告示

## 示

- 大分県告示第四百七十四号  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により

関係書類を縦覧に供する。

令和三年七月十三日

大分県知事 広瀬 貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイソー大分豊饒店・新鮮市場南大分店

大分市豊饒二丁目百九十六番 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(一) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社新鮮マーケット

代表取締役 木本 泰雄

大分市大分流通業務団地二丁目二番二号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社大創産業

代表取締役 矢野 靖二

広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号

株式会社新鮮マーケット

代表取締役 木本 泰雄

大分市大分流通業務団地二丁目二番二号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年二月十五日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千六百九十二平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内 百一台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場No.一 A棟北側 十台

駐輪場No.二 B棟北側 七台

駐輪場No.三 B棟北側 四台

合計 二十一台

令和三年七月十三日

大分県報（告示）

- (三) 荷さばき施設の位置及び面積
- |            |      |             |
|------------|------|-------------|
| 荷さばき施設No.一 | A棟東側 | 五十平方メートル    |
| 荷さばき施設No.二 | B棟西側 | 五十平方メートル    |
| 荷さばき施設No.三 | B棟南側 | 百七十五平方メートル  |
| 荷さばき施設No.四 | B棟東側 | 五十平方メートル    |
| 合計         |      | 三百二十五平方メートル |

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- |              |      |             |
|--------------|------|-------------|
| 廃棄物等保管施設No.一 | A棟東側 | 〇・六七立方メートル  |
| 廃棄物等保管施設No.二 | B棟南側 | 十四・六〇立方メートル |
| 合計           |      | 十五・二七立方メートル |

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- |      |      |
|------|------|
| 開店時刻 | 午前八時 |
| 閉店時刻 | 午後九時 |
- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 午前七時三十分から午後九時三十分まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 三箇所 出入口No.一～三 建物敷地西側及び北側
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- |            |              |
|------------|--------------|
| 荷さばき施設No.一 | 午前六時から午後十時まで |
| 荷さばき施設No.二 | 二十四時間        |
| 荷さばき施設No.三 | 二十四時間        |
| 荷さばき施設No.四 | 二十四時間        |
- 二 届出年月日
- 令和三年六月十四日
- 三 関係書類の縦覧
- 1 縦覧場所
- 大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課
- 2 縦覧期間
- 令和三年七月十三日から同年十一月十五日まで
- 四 その他
- 法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年十

一月十五日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年七月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ドラッグコスモス戸次店

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所
- 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横 山 英 昭

- 3 変更した事項
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社コスモス薬品

代表取締役 宇 野 正 晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

変更後 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横 山 英 昭

- (二) 大規模小売店舗の名称
- 変更前（仮称）ドラッグコスモス戸次店

変更後 ドラッグコスモス戸次店

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社コスモス薬品

代表取締役 宇野正晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

外一者

変更後 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成三十年八月二十四日

(二) 大規模小売店舗の名称

平成二十七年二月一日

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成三十年八月二十四日

二 届出年月日

令和三年六月十八日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年七月十三日から同年十一月十五日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年十一月十五日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者

は、その旨を申し出ることができる。

### 大分県告示第四百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年七月十三日

大分県知事 広瀬 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス戸次店

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗の店舗面積の合計

変更前 二千三百五十五平方メートル

変更後 千六百九十五平方メートル

(二) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 駐輪場No.1 A棟北側 十七台

駐輪場No.2 A棟北側 二十三台

駐輪場No.3 B棟北側 二十八台

合計 六十八台

変更後 駐輪場No.1 店舗棟北側 十七台

駐輪場No.2 店舗棟北側 二十三台

合計 四十台

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 荷さばき施設No.1 A棟東側 五十平方メートル

荷さばき施設No.2 B棟北側 二十八平方メートル

令和三年七月十三日

大分県報（告示）

三

<p>合計 七十八平方メートル</p> <p>変更後 荷さばき施設 店舗棟東側 七十八平方メートル</p> <p>(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p> <p>変更前 廃棄物等保管施設No.1 A棟内南側 十一・三二立法メートル</p> <p>廃棄物等保管施設No.2 B棟北側 二・四三立法メートル</p> <p>合計 十三・七五立法メートル</p> <p>変更後 店舗棟内南側 十一・三二立法メートル</p> <p>(二) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻</p> <p>変更前 午前十時</p> <p>変更後 午前九時</p> <p>(2) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯</p> <p>変更前 午前九時三十分から午後十時三十分まで</p> <p>変更後 午前八時三十分から午後十時三十分まで</p> <p>4 変更する年月日</p> <p>(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計</p> <p>令和三年六月十九日</p> <p>(二) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>令和四年二月十九日</p> <p>(三) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>令和三年六月十九日</p> <p>二 届出年月日</p> <p>令和三年六月十八日</p> <p>三 関係書類の縦覧</p> <p>1 縦覧期間</p> <p>令和三年七月十三日から同年十一月十五日まで</p> <p>2 縦覧場所</p> <p>大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課</p> <p>四 その他</p> <p>法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年十一月十五日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課</p>
--

<p>に提出しなければならない。</p> <p>なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。</p> <p>~~~~~</p> <p><b>大分県告示第四百七十七号</b></p> <p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。</p> <p>令和三年七月十三日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>		
土地改良区名	所在地	認可年月日
白水井路土地改良区	竹田市	令三・七・一
<p>~~~~~</p> <p><b>大分県告示第四百七十八号</b></p> <p>森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。</p> <p>令和三年七月十三日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 保安林予定森林の所在場所</p> <p>由布市庄内町五ヶ瀬字ジル谷一八五〇番</p> <p>二 指定の目的</p> <p>水源の涵養<sup>かんよう</sup></p> <p>三 指定施業要件</p> <p>1 立木の伐採の方法</p> <p>(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>2 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p>		

大分県告示第四百七十九号

次のとおり区画漁業の免許に係る条件を変更した。

令和三年七月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 条件を変更した漁業権の免許番号及び漁業権者

1 免許番号

区第三千二百三十一号

2 漁業権者

大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合

二 変更後の条件

1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表

示する海上標識用灯火を設置すること。

2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模

を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が五万五千八百平方メートルを超えない

範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。

形状 長方形

規格 八十メートル×四十八メートル

台数 十二台

形状 長方形

規格 五十メートル×三十メートル

台数 三台

3 当該漁業権に係る漁場の区域において天然種苗の活込を行ってはならない。なお、

「天然種苗の活込」とは、天然から採捕したくろまぐるを、初めて区画漁業権の設定さ

れた海面の養殖の用に供する施設に投入することをいう。

4 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖してはならない。ただし、天然種苗と人

工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。

変更年月日

令和三年六月二十五日

大分県告示第四百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年七月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年七月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

一般国道五〇〇号

宇佐市安心院町東椎屋字登坂三四五番三から  
宇佐市安心院町東椎屋字登坂三六〇番二まで

令三・七・二三

労働委員会告示

大分県労働委員会告示第三号

大分県労働委員会あつせん員候補者に関する告示（令和三年大分県労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月十三日

大分県労働委員会会長 深 田 茂 人

児 玉 雅 紀

大分県労働委員会使用者委員  
株式会社大分カード代表取締役社長

令二・二・一七

を

児 玉 雅 紀

大分県労働委員会使用者委員  
株式会社オーシー代表取締役副社長

令二・二・一七

に改

める。

公 告

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和三年七月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和三年七月十三日

大分県報（告示・労働委告示・公告）

一 調達をする物品等又は特定役務の種類

大分県自治体情報セキュリティクラウド構築業務委託

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項の規定に該当する者

(二) 営業に關し必要な許可、認可等を得ていない者

(三) 営業年数が一年未満の者

(四) 県税を滞納している者

(五) 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(六) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

2 資格審査事項については、次のとおりとする。  
競争入札に参加することができる者は、基準日（申請書を提出する月の初日をいう。以下同じ。）及び基準年度（基準日の属する年度の直前の事業年度をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認められた者とする。

(一) 営業概要

(1) 自己資本額（基準年度の決算時の実績をいう。）

(2) 競争入札に係る業務の実施に必要な要員の有無（基準日において有する要員の状況をいう。）

(3) セキュリティ管理体制（基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の実施状況をいう。）

(二) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(三) 流動比率（基準年度の決算時の実績で、流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法  
県の所定の申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県総務部電子自治体推進室電子自治体推進班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七―五〇六―二〇六七

3 申請の時期

令和三年七月十三日から同月二十一日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格を取得した日から、令和四年三月三十一日までとする。

五 申請書の入手方法

1 申請書の交付場所  
三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sannkashikakuh.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を取得した者が次のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札参加資格を停止した時から三年以内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合  
(二) 二の1の(一)から(六)までに該当すると判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該競争入札参加資格を取り消された者に通知するものとする。

次のとおり総合評価一般競争入札に付するので公告する。  
令和3年7月13日

大分県知事 広瀬 勝貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達する物品等又は特定役務の種類  
大分県自治体情報セキュリティクラウド構築業務委託

(2) 契約期間  
契約日から令和4年3月31日まで

(3) 調達内容  
別途配布する「大分県自治体情報セキュリティクラウド構築業務委託仕様書」のお

<p>り</p> <p>(4) 納入場所 大分県知事が指定する場所</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局の名称 〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号 大分県総務部電子自治体推進室電子自治体推進班（県庁舎本館2階） 電話番号 097-506-2065</p> <p>3 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 2に同じ</p> <p>(2) 日時 令和3年7月13日（火）から同年8月23日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。</p> <p>4 大分県物品等電子入札システムの利用 本件入札は、大分県物品等電子入札システムで入札の手続を行う。また、当該入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準による。</p> <p>5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、(1)から(10)までに掲げる要件を満たしているもの限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程（平成14年大分県告示第556号）のうち、システム分析、システム開発及びシステム運用・管理としての業務の登録をしている者であること。</p> <p>(3) セキュリティポリシーを定めて従業員へ遵守させていること。</p> <p>(4) 官公庁や地方公共団体との契約実績があり、かつ、それを証明した者であること。</p> <p>(5) 物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。ただし、紙による入札を希望する場合は、大分県物品等電子入札システム</p>	<p>ム運用基準に示す手続を行い、その承認を得ること。</p> <p>(6) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する支障がないと認められた者は、この限りでない。</p> <p>(8) 公示の日以降開札までの間において、大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(9) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に確認する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>ク 共同企業体による場合は、以下の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 共同企業体協定書を締結していること。なお、共同企業体は、自主結成とする。</p> <p>イ 共同企業体の各構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員で本件入札に参加していないこと。</p> <p>7 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和3年7月13日（火）から同月21日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に</p>
---	---

<p>関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号 大分県総務部電子自治体推進室電子自治体推進班 (県庁舎本館2階) 電話 097-506-2067</p>	<p>13 免除とする。 契約保証金 免除とする。</p> <p>14 入札の無効 大分県契約事務規則 (昭和39年大分県規則第22号) 第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。</p>
<p>8 入札説明書の交付 大分県電子申請システムにて申込みを行った者に対してメールにて交付することとする。システムを利用するには利用登録が必要となるため、システム内の案内に従い登録・利用方法を確認すること。</p> <p>大分県電子申請システム <a href="https://www.egov-oita.pref.oita.jp/">https://www.egov-oita.pref.oita.jp/</a> 申請先 大分県 手続名 入札説明書の交付</p>	<p>15 再入札 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、速やかに別に定める日時において再入札を行う。</p> <p>16 落札者の決定の方法 (1) 入札説明書別記「提案書評価基準表」に示す各項目について、提案内容の評価に応じて上限の範囲内で加算し、企画提案点 (500点満点) とする。 (2) 入札価格について次の式により算出し、価格点とする。 価格点=満点の価格点 (100点) × (1-入札価格/予定価格)</p>
<p>9 入札参加条件 入札説明書に規定する参加資格証明書兼誓約書等を令和3年8月16日 (月) までに2に掲げる部局に提出し、確認を受けること。</p> <p>10 大分県物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間 大分県物品等電子入札システムにより、下記の期間に入札金額を入力するものとする。ただし、紙による入札の承認を得た者は、2の場所へ下記期間中に持参又は郵送により提出することを認める。紙による入札で入札書及び委任状に押印を省略する場合、郵送時の封筒の送り主欄又は持参者の身分証明書等で本人 (代表者又は受任者) の確認を行うものとする。</p> <p>期間 自 令和3年8月17日 (火) 至 令和3年8月23日 (月) 午後5時</p>	<p>(3) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、提案書評価による「企画提案点」と、入札価格評価による「価格点」の合計点が最も高い者を落札者とする。ただし、提案項目表に示す必須項目が1項目でも0点となった場合は落札者とならない。</p> <p>(4) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又はその者と契約を締結するとき、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、合計点が次に高い者を落札者とするところがある。</p> <p>(5) 落札者となるべき合計点数の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p>
<p>11 開札の日時及び場所 (1) 日時 令和3年8月24日 (火) 午前10時</p> <p>(2) 場所 大分県庁舎本館1階 12会議室</p> <p>12 入札保証金</p>	<p>17 その他 (1) この調達 は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受けらる。</p> <p>(2) その他、詳細は入札説明書による。</p> <p>18 Summary (1) The name of contract matter</p>



Development of Oita Prefecture local government information security cloud  
-The details are described in the manual of this tender.

(2) Time Limit for Tender  
5:00 PM on 23 Aug, 2021

(3) Contract Point for the Notice  
Government System Electrization Office,  
General Affairs Department,  
Oita Prefectural Government Office

3-1-1, Ohte-nachi, Oita city 870-8501 Japan  
TEL 097-506-2065

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、同法第三条第二項第一号に規定する家畜商講習会を次のとおり開催する。  
令和三年七月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 講習会の目的  
家畜の取引の業務に関する必要な知識の修得

二 講習の対象者  
家畜の取引の業務に従事するため、家畜商の免許を受けようとする者

三 講習会の日時及び場所  
1 日時 令和三年九月二十九日 午前八時五十分から午後五時まで  
令和三年九月三十日 午前九時から午後五時十五分まで

2 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館八階八二会議室  
なお、受付時間は、両日とも午前八時四十分から午前八時五十分までとする。

講習の内容	講習時間
家畜の取引に関する法令	四
家畜の品種及び特徴	四
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	六

五 受講手続及び受付期間  
県振興局に備付けの受講申請書に、講習手数料として三千三百円の大分県収入証紙と写

真を貼り付け、令和三年八月十三日までに申請者の住所を管轄する県振興局農山（漁）村振興部に申し込むこと。ただし、県外に住所を有する者にあつては、県中部振興局農山漁村振興部（大分市府内町三丁目十番一号）に申し込むこと。

六 講習会修了証明書の交付  
講習を修了した者には、講習会修了後一箇月以内に講習会修了証明書を交付する。

七 携行品  
1 筆記用具  
2 家畜商講習会テキスト（当日、会場であつせんする。）  
八 その他

講習会について不明な事項がある場合は、最寄りの県振興局農山（漁）村振興部に問い合わせること。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、城原井路土地改良区（竹田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があつた。

令和三年七月十三日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）		（就任役員）	
役名	氏名	役名	氏名
監事	後藤 昭次	監事	後藤 昭次
理事	後藤 昭次	理事	後藤 昭次
監事	森 陽一	監事	森 陽一
		住	住
		竹田市大字城原一九九番地	竹田市大字城原一九九番地
		〃 大字米納四二六番地	〃 大字米納四二六番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、九重土地改良区（玖珠郡九重町）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があつた。

令和三年七月十三日

		大分県知事 広 瀬 勝 貞		大分県知事 広 瀬 勝 貞	
(退任役員)		氏名	住 所	一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所	
役名	氏名	住 所	氏名	大分県知事 広 瀬 勝 貞	
理事	松原豊海	玖珠郡九重町大字右田三〇九六番地	黒木 明雄、黒木 敏之、黒木 道信、黒木 良一、黒木 仁士、 黒木 秀信、黒木 勇、黒木 勉、黒木 公晴、黒木 善知加、黒 木 明子、黒木 隆喜、黒木 重晴、黒木 義文、黒木 幸吉、黒 木 一章、黒木 徳芳、黒木 義弘、黒木 栄二	日田市役所	
(就任役員)				二 通知の要旨	
役名	氏名	住 所	令和二年六月二日付け大分県告示第三百三十一号により行った森林法第三十条の規定に よる通知		
理事	梶谷 正	玖珠郡九重町大字右田三〇九一番地の一	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の 開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。 令和三年七月十三日		
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、宇佐土地 改良区（宇佐市）から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。				大分県知事 広 瀬 勝 貞	
(退任役員)		大分県知事 広 瀬 勝 貞			
役名	氏名	住 所	一 開発区域に含まれる地域の名称		
理事	有瀬義徳	宇佐市大字城井一六八七番地	日田市大字庄手字堀ノ上二百三十八番一ほか八筆及び二百三十八番一ほか五筆の各地先 水路		
次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。				二 開発区域の面積	
令和三年七月十三日		大分県知事 広 瀬 勝 貞		五千六百九十八・二五平方メートル	
				三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名	
				日田市大字高瀬十六番地の十八	
				医療法人 聖陵会	
				理事長 山田 和典	
				四 完了検査年月日	
				令和三年六月二日	
				都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の 開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。 令和三年七月十三日	
事業名		着手年月日	完了年月日	大分県知事 広 瀬 勝 貞	
県営防災ため池事業 （地震対策型） （本田溜池地区）		平二九・三・二四	令二・九・二五		
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者につい ては、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林 予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。 令和三年七月十三日					

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
中津市大字犬丸字大山二千三百八十一番一から二千三百八十一番三まで
- 二 開発区域の面積  
四千五百七十八・〇四平方メートル
- 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名  
千葉県市川市市川一丁目四番十号市川ビル八階  
株式会社デベロップ  
代表取締役 岡村 健史  
福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目一番十四号  
J R九州リテール株式会社  
代表取締役 本郷 謙
- 四 完了検査年月日  
令和三年六月十四日

○雑報

大分県市町村職員共済組合理事長相馬尊重から、大分県市町村職員共済組合の令和二年度決算の要旨について、次のとおり登載依頼があった。  
令和三年七月十三日

大分県知事 広瀬 貞

令和三年七月十三日

大分県報（公告・雑報）

# 大分県市町村職員共済組合公告

大分県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和2年度決算の要旨を公告する。

令和3年7月13日

大分県市町村職員共済組合  
理事長 相馬 尊重

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	貯金	貸付	物資
取 入	負担金	3,965,341	10,529,168	547,506	78,025			141,728	258,917			
	掛金	3,964,725	6,671,169	547,501					117,935			
	連合会交付金							52,056			122	
	利息及び配当金	213				4,098		73	5,400	123,987		13
	その他の収入	671,197						9		70	11,582	20,716
	他経理から繰入							26,461				
	前年度繰越支払準備金	573,931										
	計	9,175,407	17,200,337	1,095,007	78,025	4,098	0	220,327	382,252	124,057	11,704	20,729
支 出	給付	3,607,652										
	負担金払込金		10,529,168	547,506	78,025							
	掛金払込金		6,671,169	547,501								
	役職員給与							86,082	28,848	7,815	4,675	9,476
	旅費・事務費							14,656	1,925	611	300	475
	委託費							4,938	1,882			210
	事務費負担金払込金							62,991				
	支払利息					4,098				84,174	4,098	
	連合会払込金	96,425									225	
	連合会拠出金	360,598										
	前期高齢者納付金	2,750,065										
	後期高齢者支援金	1,608,598										
	病床転換支援金	8										
	退職者給付拠出金	55										
	介護納付金	837,229										
	他経理へ繰入	26,461										
	その他の支出	4,195						33,782	383,478	2,536	2,209	4,837
次年度支払準備金	543,899											
計	9,835,185	17,200,337	1,095,007	78,025	4,098	0	202,449	416,133	95,136	11,507	14,998	
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	△ 659,778	0	0	0	0	0	17,878	△ 33,881	28,921	197	5,731	

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

資産	流動資産	1,160,444	1,006,541	67,562	474	22,394		608,532	1,595,228	2,039,551	69,971	228,554
	固定資産					355,000				11,392,785	867,061	
	繰延資産											
資産合計		1,160,444	1,006,541	67,562	474	377,394	0	608,532	1,595,228	13,432,336	937,032	228,554
負債	流動負債	7,527	1,006,541	67,562	474			7,024	12,075	12,540,846		51,463
	固定負債	543,899				377,394		116,146	71,041	11,927	416,591	15,284
	負債合計	551,426	1,006,541	67,562	474	377,394	0	123,170	83,116	12,552,773	416,591	66,747
資本	資本剰余金											
	積立金											
	利益剰余金	619,983						485,362	1,512,112	879,563	520,441	161,807
	欠損金	10,965										
純資産合計		609,018	0	0	0	0	0	485,362	1,512,112	879,563	520,441	161,807
負債・純資産合計		1,160,444	1,006,541	67,562	474	377,394	0	608,532	1,595,228	13,432,336	937,032	228,554

令和三年七月十三日

大分県報(雑報)

一一一